平成２８年（フ）第１５６号
広島県福山市神辺町大字川北1004番地１　金尾住宅Ｃ号棟
破産者　光成　文男
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１０６号
福岡県久留米市中央町14番地10　エクセルマンション中央町902号
破産者　西野　由花
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４６号
福岡県久留米市青峰３丁目４番３－９号
破産者　中島　正義
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２０６号
福岡県久留米市城島町城島500番地１　町屋敷住宅302号
破産者　徳永多希子
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２２４号
福岡県久留米市荘島町８番地５　豊国久留米駅前スカイマンション205号、前住所福岡県宗像市赤間６丁目４番26号　プロスパータナカ105号
破産者　徳永こと　池口　強志
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４５７号
熊本市東区御領６丁目８番13号　エルフィネス　407
破産者　藤崎　勝久
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４号
鹿児島県鹿児島市小野４丁目31番５号
破産者　商崎　昌也
１　決定年月日　平成29年３月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
北海道登別市若草町４丁目６番地４
破産者　清水　重寿
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
釧路市文苑２丁目16番１号
破産者　カフェレスト森のうさぎこと　古川　道子（旧姓山口）
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２１３号
青森市けやき１丁目22番20号　タウニィパークハイツ201号
破産者　森　亜希子
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
茨城県那珂市額田南郷2045番地２
破産者　木村冨美子
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３００号
群馬県伊勢崎市連取町490番地24
破産者　デンタルラボオオサワセラミックアートこと大沢セラミックこと　大澤　俊博
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８１号
金沢市南四十万２丁目65番地　メゾンブルーメ204号
破産者　ブルーエイジこと　下野　　勝
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６６号
静岡県伊豆市八木沢1317番地の１
破産者　涌田みどり
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第６６８号
京都市左京区岩倉長谷町1245番地　レーベンＯＧＵＲＡ101号室
破産者　行政書士拝野事務所こと　拝野　　博
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９６号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島209棟403号
破産者　池田　　博
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１２号
京都府宇治市神明石塚54番地の37　イトーピア宇治グランヒルズ102号
破産者　中村枝利子
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１３号
京都市西京区川島尻堀町２番地２
破産者　木村正和土地家屋調査士事務所・木村正和事務所こと　木村　正和
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
高知県高岡郡佐川町甲824番地１宇賀荘２号
破産者　織田　泰彦
１　決定年月日　平成29年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部